

# 令和7年4月1日～9月30日の医療DX推進体制整備加算・在宅医療DX情報活用加算

## 【医療DX推進体制整備加算】

	電子処方箋	マイナ保険証利用率	点数
加算 1	導入済	45%	12点
加算 2		30%	11点
加算 3		15%※	10点
加算 4	未導入	45%	10点
加算 5		30%	9点
加算 6		15%※	8点

## 【在宅医療DX情報活用加算】

	電子処方箋	点数
加算 1	導入済	11点
加算 2	未導入	9点

マイナ保険証利用率が基準を満たさない場合算定不可だが届出は不要

※小児科外来診療料の算定医療機関であって、かつ前年（令和6年1月1日から同年12月31日まで）の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、「15%」とあるのは「12%」とする。

既に届出している医療機関が、電子処方箋を導入した上で4月から**太枠内の点数**を算定する場合  
 および 小児科外来診療料算定医療機関が**太枠内の特例**を4月から適用する場合は、  
 4月1日までに**届出直しが必要**です

※電子処方箋未導入のまま算定を続ける場合は届出不要です